

# 地下占用物連絡会議について

---

- 道路管理者と地下占用事業者が、相互の点検計画や点検結果を共有するほか、道路陥没を防ぐ取組の状況共有などを行う場を、道路メンテナンス会議の下部組織として設置。

道路と交差等※ する施設  道路管理者 (道路法)	道路(道路法)				その他						
	高速会社 管理道路	直轄 管理道路	公社 管理道路	都道府県・ 市町村 管理道路	鉄道	跨道橋 (鉄道除く)	地下 占用物				
高速会社	<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">道路メンテナンス会議</p> <p style="text-align: center; color: blue;">【都道府県単位で設置済み】</p> </div>				<p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">道路鉄道 連絡会議</p> <p style="text-align: center; color: red;">【メンテ会議の 下部組織】</p>	<p style="text-align: center; color: green; font-weight: bold;">跨道橋 連絡会議</p> <p style="text-align: center; color: green;">【メンテ会議の 下部組織】</p>	<p style="text-align: center; color: purple; font-weight: bold;">地下占用物 連絡会議</p> <p style="text-align: center; color: purple;">【メンテ会議の 下部組織】</p>				
直轄					<p>&lt;事務局&gt; 国道事務所</p>				<p>&lt;事務局&gt; 国道事務所</p>	<p>&lt;事務局&gt; 国道事務所</p>	<p>&lt;事務局&gt; 国道事務所</p>
公社											
都道府県 市区町村											

※ 交差の他、縦断的に重なる施設を含む

## ＜地下占用物連絡会議の概要＞

### ■ 地下占用物連絡会議の位置付け

- ・「道路メンテナンス会議」の下部組織として設置
- ・事務局は各都道府県の道路メンテナンス会議とりまとめ国道事務所

### ■ 対象施設

- ・高速道路、直轄国道、公社道路、補助国道、都道府県道、市町村道に係る道路地下の鉄道施設、通信関係施設、電力関係施設、ガス関係施設、上下水道施設、その他必要と認める施設

### ■ メンバー

- ・上記「対象施設」の占有者及び関係する道路管理者

### ■ 調整・共有内容

- ・占有者による当年度の点検計画・前年度の点検結果
- ・道路管理者による路面下空洞調査結果
- ・前年度の道路陥没実績、陥没箇所の措置事例
- ・その他、道路陥没対策に寄与する情報等

### ■ 開催頻度

- ・年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催

- 関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、「道路メンテナンス会議」を設置。

※平成26年7月7日までに全都道府県で設置

## 体制

- ・地方整備局(直轄事務所)
- ・地方公共団体(都道府県、市町村)
- ・高速道路会社(NEXCO・首都高速・阪神高速・本四高速)
- ・道路公社

## 役割

1. 維持管理等に関する情報共有
  2. 点検、修繕等の状況把握及び対策の推進
  3. 点検業務の発注支援(地域一括発注等)
  4. 技術的な相談対応
- 等



会議状況

(令和5年11月29日 鹿児島県道路メンテナンス会議)

## 主な地下占用物の点検状況(電力事業者)

埼玉県内における電力施設<sup>※1</sup>の点検実施状況<sup>※2</sup>

(7/29集計時点)

道路管理者	対象施設数		令和6年度					
	洞道	マンホール	洞道			マンホール		
			実施 区間	不具 合 箇所	措置済 箇所	実施 箇所	不具 合 箇所	措置済 箇所
全管理者	162区間	1,708箇所	11区間	0箇所	0箇所	251箇所	0箇所	0箇所

※1 (一社)送配電網協議会参画企業

※2 占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

<概要>

調査等の手法: 目視による外観点検

## 主な地下占用物の点検状況(通信事業者)

埼玉県内における通信施設※1の点検実施状況※2

(7/29集計時点)

道路管理者	対象施設数		令和6年度					
	洞道	マンホール	洞道			マンホール		
			実施延長	不具合箇所	措置済箇所	実施箇所	不具合箇所	措置済箇所
全管理者	3.1km	22,078箇所	0km	0箇所	0箇所	3,598箇所	0箇所	0箇所

※1 NTTグループ

※2 占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

<概要>

■洞道

調査等の手法: 施設内からの目視による調査

調査等の頻度: 概ね5年に1回

■マンホール

調査等の手法: 施設内からの目視・カメラによる調査

調査等の頻度: 概ね10年に1回

※NTT社内規定にもとづき実施

## 主な地下占用物の点検状況(ガス事業者)

埼玉県内におけるガス施設<sup>※1</sup>の点検実施状況<sup>※2</sup>

(7/29集計時点)

道路管理者	対象施設数	令和6年度		
		実施延長	不具合箇所	措置済箇所
全管理者	12,664.56km	1428.82km	66箇所	66箇所

※1 (一社)日本ガス協会参画企業

※2 占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

<概要>

調査等の手法: 道路上からのガス検知器による調査

※ガス検知器により路上から調査を実施。

※具体的な方法・頻度は「ガス工作物の技術上の基準を定める省令(漏えい検査)第五十一条)」による。

## 主な地下占用物の点検状況(水道事業者)

埼玉県内における水道施設※1の点検実施状況※2

(7/29集計時点)

道路管理者	対象施設数	令和6年度		
		実施延長	不具合箇所	措置済箇所
全管理者	29,369.35km	15238.57km	385箇所	340箇所

※1 上水道と簡易水道

※2 占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

<概要>

調査等の手法: 路上からの異常把握や空気弁等での音聴調査

調査等の頻度: 水道法施行規則第17条の2により、適切な時期に点検を実施

## 主な地下占用物の点検状況(下水道事業者)

埼玉県内における下水道施設の点検実施状況※1

(7/29集計時点)

道路管理者	対象施設数	令和6年度		
		実施延長	不具合延長	措置済延長
全管理者	20,714.97km	1779.08km	6.07km	0.00km

※1 占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

<概要>

調査等の手法: 施設内からの目視や機材による調査

調査等の頻度: 下水道法施行令第5条の12第2号により、  
適切な時期に点検を実施